

【新補償】中小企業向け「サイバー・情報漏えい事故の補償」の新設

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 北沢 利文、以下「当社」)は、事業活動を取り巻く様々なリスクを包括的に補償する企業向け商品「超ビジネス保険」において、2018年7月より「サイバー・情報漏えい事故の補償」を新設しましたので、お知らせいたします。

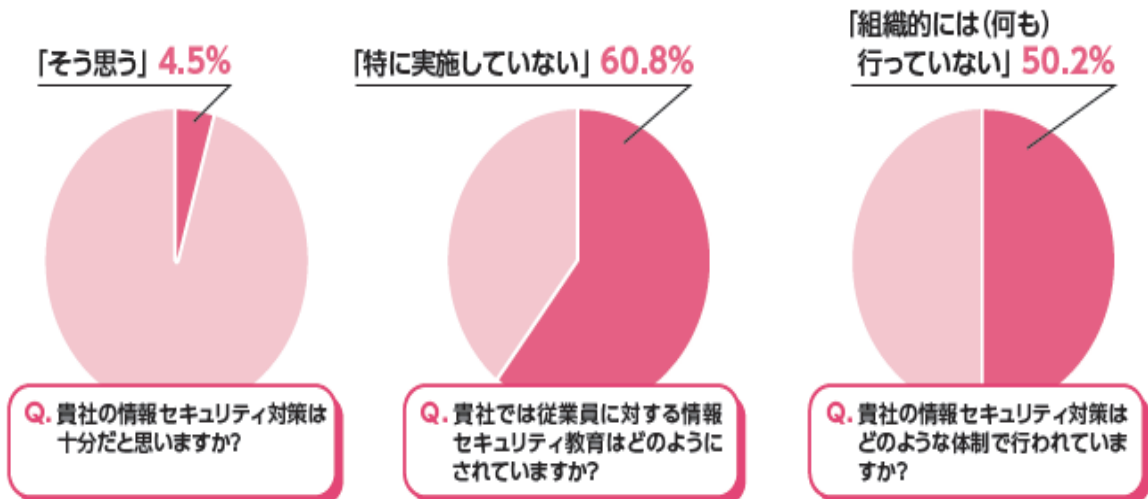
1. 開発の背景

インターネットの普及によって、企業の抱える情報セキュリティに関する事故のリスクが年々高まっています。

2017年5月30日には個人情報保護法が改正され、小規模な事業者でも、同法に定める義務を負うようになりました。また最近では、セキュリティ対策が脆弱な中小企業をサイバー攻撃の中継点にして、取引先の大企業を狙うといった手口も確認されているなど、中小企業にとってもサイバーリスクは大きな脅威となっています。

一方、独立行政法人情報処理推進機構による2016年度の情報セキュリティ実態調査によると、「情報セキュリティ対策が十分である」と認識している中小企業は、全体の5%にも及んでおらず、情報セキュリティに関する知識不足や資金力不足などの理由から、十分な対策は難しい現状にあります。

(ご参考)2016年度中小企業における情報セキュリティ対策の実態調査(出典:独立行政法人情報処理推進機構)



このような状況を踏まえ、当社は、サイバーリスクから中小企業の皆様を包括的に守りすべく、簡便で加入しやすいパッケージ型の補償を開発いたしました。

2. 新補償「サイバー・情報漏えい事故の補償」の特徴

事業活動を取り巻く様々なリスクを包括的に補償する企業向け商品「超ビジネス保険」に「サイバー・情報漏えい事故の補償」を新設いたしました。従来は複数に分かれていたサイバーリスクに関する補償を1つにまとめ、「サイバーリスク保険」では必須としているセキュリティ状況に関する申告書の提出を不要とするなど、中小企業にとって簡便で加入しやすいパッケージ型の商品となっております。

また、本補償は、企業が負う賠償責任の補償に加え、不正アクセスのおそれが発見された段階で事実関係の調査を専門業者に依頼するための費用や、再発防止のためのセキュリティ強化費用等についても補償するなど、これまでにない手厚い補償を実現しています。

以上